

函 市 戸

令和7年（2025年）7月8日

民生常任委員会委員 各位

市 民 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

個人情報を含む書類の紛失について

（戸籍住民課）

電話 2 1 - 3 1 6 8

個人情報を含む書類の紛失について

1 概要

令和7年6月30日（月）に市民の方から電話にて、「4月2日（水）にマイナンバーカードの新規発行のために戸籍住民課の窓口を訪れたが、まだマイナンバーカードの発行がなされていない。」旨の連絡があり（通常は申請後約1か月半程度で発行）、確認したところ、個人番号カード交付申請書（以下「申請書」という。）を発行したことは確認できたが、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）に申請書が到達しておらず、申請書の所在が不明であることが判明した。

なお、現在のところ外部流出および第三者からの通報等は確認されていない。

2 紛失した書類

- ・市が発行した申請書（1名分1枚）
（記載されている個人情報：氏名、住所、生年月日、性別）

3 経緯および原因等

新規にマイナンバーカードの交付申請を受け付ける場合には、市の窓口において、本人確認のうえ、氏名・住所などが記載された申請書を発行し、J-LIS宛の専用封筒に入れ、郵送するよう伝えながら手交している。また、その際には引き換えに個人番号カード交付申請書受渡票（以下「受渡票」という。）を提出してもらっている。

本件については、申請書が発行したにも関わらず、J-LISへ申請書が到達しておらず、また受渡票の保管もないことから、窓口対応を行った職員への聞き取りを実施したほか、執務室内を捜索したが、発見に至らず、所在が不明の状況である。

なお、窓口において書類が不要となった場合には、情報漏洩を防ぐ観点から、当日中に廃棄作業を行っており、当該書類が廃棄する書類に混入した可能性も考えられるが、現時点では不明である。

4 市の対応

窓口で手続きを行った市民の方に状況を説明のうえ、改めてマイナンバーカードの新規発行手続きを行った。

5 再発防止策

個人情報が含まれる書類を扱う場合、特に慎重に取り扱う必要があるため、あらためて窓口での正確な事務作業を徹底する。また、廃棄する書類に必要な書類の混入等がないか再確認を行うなど、個人情報を含む書類の管理を徹底し、再発防止に努める。